

市街化調整区域内で開発行為を行う場合は 手続きの流れに沿って申請することが必要があります

都市計画法第34条第11号及び同条第14号の規定（住居を含むものに限る）に基づき許可申請を行う場合は、以下の流れに従って申請を行ってください。

